

## 練習問題(10)

1. (多岐選択式)以下の行為のうち、公職選挙法によって禁止されていないものを選んでください。
- A) 個別訪問
  - B) 事前運動
  - C) 規定を超えた文書頒布
  - D) 選挙運動中の選挙演説

**解説** 正解はD)。選挙演説は禁止されていない。

2. (多岐選択式)以下のうち、日本の選挙制度の説明として正しいものを選んでください。
- A) 衆議院議員選挙で有権者は小選挙区・比例代表にそれぞれに投票する。
  - B) 参議院では比例代表制のみによる議員の選出が行われる。
  - C) 内閣総理大臣は国民投票で決定される
  - D) 参議院では小選挙区比例代表並立制が採用されている

**解説** 正解はA)。他の選択肢はすべて誤り。

3. (空所補充・短答)一票の格差の判決において、最高裁が示した「違憲であるが無効ではない」という論理をなんとするか？

**解説** 正解は「事情判決の法理」

4. (空所補充・短答)1選挙区から3～5名を選出する選挙制度をなんとするか？

**解説** 正解は「中選挙区制」

5. (正誤問題)以下の命題の正誤を判断し、その理由を述べてください。

1998年の公職選挙法改正によって、在外日本国民にも国政選挙での投票権が認められるようになったが、在外日本国民が投票できるのは比例代表選出議員のみであって衆議院小選挙区選出議員と参議院選挙区選出議員については投票できない。この制度は現在まで変わっていない。

**解説** 誤答。2005年の最高裁判決(在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件)で違憲判断が

示され、2007年の公職選挙法改正ですべての国政選挙の選挙区において在外投票が認められるようになった。